

# 東京都動物愛護管理審議会 答申の概要

～東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について～

## 動物愛護管理行政の現状

- 動物飼養の現状 平成 24 年度実績  
※は H23 飼育実態調査より
  - ・ 犬：登録頭数 約 51 万頭  
狂犬病予防注射接種率 73.7%
  - ・ 猫：個体数推計 約 111 万頭\*  
飼い主のいない猫 約 6 万頭\* (H18 約 15 万頭)
- 動物の引取数：2,866 頭 (H18 比 62.6%減)
- 動物の致死処分数：2,404 頭 (H18 比 65.3%減)
- 返還・譲渡率
  - ・ 犬：79.4% (H18 比で横ばい)
  - ・ 猫：17.1% (H18 比 14ポイント上昇)

## 法・基本指針改正の主な事項

### 【改正動物愛護管理法】

- 動物取扱業の適正化
  - ・ 犬猫等販売業に係る特例、第二種動物取扱業の創設
- 多頭飼育の適正化
- 犬及び猫の引取り
  - ・ 引取り拒否事由の明記 (都は既に法趣旨を踏まえ実施)
- 災害対応
  - ・ 災害時対策に係る施策の推進計画への反映

### 【改正基本指針】

- 普及啓発
  - ・ 終生飼養、適切な繁殖制限措置に関する積極的広報
- 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
  - ・ 犬猫の引取数を H16 比で 75%減、殺処分数の減少
- 動物による危害や迷惑問題の防止
  - ・ 飼い主のいない猫対策の推進
- 所有明示 (個体識別) 措置の推進
  - ・ マイクロチップの普及啓発
- 動物取扱業の適正化
  - ・ 犬猫等販売業、第二種動物取扱業等の規定遵守
- 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
- 災害時対策
  - ・ 同行避難等、地域の実情に応じた体制整備の推進
- 人材育成
  - ・ 動物愛護推進員制度の充実

## 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す

積極的な施策を推進

### 動物愛護管理を効果的に推進するための役割分担

#### ◇区市町村

- ・ 犬の登録、予防注射
- ・ 住民への普及啓発
- ・ 飼い主への助言指導
- ・ 地域の問題への対応

#### ◇東京都

- ・ 区市町村支援
- ・ 事業者等の監視指導
- ・ 専門的対応
- ・ 広域的対応

#### ◇事業者

- ・ 法令遵守
- ・ 販売先への適正飼養の普及啓発
- ・ 適正取扱いの実践

#### ◇ボランティア・関係団体

- ・ 地域における動物愛護活動
- ・ 身近な相談窓口
- ・ 行政施策連携協力

#### ◇都民

- ・ 動物愛護への理解と実践
- ・ 適正・終生飼養の責務と徹底

### 1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
  - ・ 安易な飼養防止等に関する普及啓発の一層の推進
- 犬の適正飼養の徹底
  - ・ 飼い主等の目に触れやすい場所での普及啓発方法の検討
- 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
  - ・ トラブルが発生している地域への技術支援等の推進
- 多頭飼育に起因する問題への対応
  - ・ 区市町村と関係機関とのネットワーク構築を支援
- 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
  - ・ 警察等関係機関との情報共有等による一層の連携強化
- 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
  - ・ 実務研修等による専門的知識、対応能力向上の支援
- 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援
  - ・ 動物愛護推進員との連携による普及啓発の拡大

### 2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 動物取扱業の監視強化
  - ・ 事業者評価制度による効率的監視指導
- 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
  - ・ 新たな規定の履行状況の確認等監視指導の徹底
- 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
  - ・ 特定動物飼養者への監視指導による法令遵守の徹底
- 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応
  - ・ 動物福祉を考慮した普及啓発の推進

### 3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 譲渡拡大のための仕組みづくり
  - ・ ボランティア団体等との連携による譲渡の充実拡大
- 取扱動物の適正な飼養管理の確保
  - ・ 収容施設から譲渡拡大に向けた施設への転換の検討

### 4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- 動物由来感染症への対応強化
  - ・ 狂犬病等動物由来感染症の発生時対応の強化
- 災害時の動物救護体制の充実
  - ・ 同行避難を前提とした区市町村の対応への支援強化

### 【具体的数値目標】

指標	目標 (35 年度)
動物の引取数	平成 24 年度比 15%削減 [平成 18 年度比 70%削減] 参考 [平成 16 年度比 75%削減]
動物の致死処分数	平成 24 年度比 20%削減 [平成 18 年度比 75%削減] 参考 [平成 16 年度比 80%削減]
犬の返還・譲渡率	85%以上に増やす
猫の返還・譲渡率	20%以上に増やす